

令和 4年 3月28日

播磨町長 清水 ひろ子 様

播磨町上下水道運営委員会
会長 竹川 宏子

播磨町における水道料金について（答申）

令和3年3月30日付、諮問第6号で諮問のありました標記の件について、本委員会において慎重に審議した結果、別紙のとおり意見をまとめましたので答申します。

播磨町の水道料金について

答 申 書

令和4年3月28日

播磨町上下水道運営委員会

はじめに

播磨町上下水道運営委員会は、令和3年3月30日付け諮問第6号「播磨町の水道料金について」に基づき、今後の経営環境に相応しい料金体系等について慎重に検討を進めてきました。

播磨町水道事業は、昭和50年の創設から町の発展とそれに伴う人口急増により、水道施設の整備・拡充に努めてきました。当時に集中整備した水道管は老朽化してきており、本格的な更新事業に着手しているところですが、今後発生が懸念される南海トラフ地震や山崎断層地震等の災害に備えて水道施設の耐震化についても計画的に進めていく必要があります。

一方で、節水機器の普及と人口減少に伴う水道料金収入の減少により、このままでは、長期的には経営が悪化し、必要な更新ができなくなることが予想されます。

水道事業は、料金収入をもって経営する独立採算を基本原則としながら、住民に欠かすことができないライフラインとして重要な役割を担っており、水道事業者として安定して安全な水を供給する責務があることから、持続可能な経営を行うために、継続的に経営の効率化に取り組み、経営に必要な財源を確保することが重要です。

このような状況の中、諮問書にもありますように、平成30年度に策定された「播磨町水道事業経営戦略」において、今後の更新需要等を見据え、水道事業収益の根幹である給水収益について、適正な水準を確保する必要があるとしていることから、播磨町の水道事業の運営状況や課題等を踏まえた上で、水道事業の健全で持続性がある経営の確立に向けた水道料金の水準及び料金体系について、本委員会で慎重に審議した結果をまとめましたので、以下のとおり答申します。

答 申

人口減少等に伴い、料金収入の減少が見込まれている中、播磨町では、消費税及び地方消費税によるものを除き、昭和58年を最後に、水道料金改定を行っておりません。

国立社会保障・人口問題研究所（以下、社人研と言います。）及び播磨町人口ビジョン（以下、人口ビジョンと言います。）の将来人口予測に基づき、給水収益を将来予測した結果、直ちに赤字となり現金不足に陥るという状況ではありませんが、播磨町はすでに大規模な更新事業を始めており、将来世代へ負担を先送りにせず世代間で公平に水道料金を負担してもらえよう、できるだけ早期に料金の値上げをする必要があります。

また、現行の料金水準では、資産維持費を含めた総括原価を回収できていない状態であり、料金の改定にあたっては、水道法第14条（供給規程）及び地方公営企業法第21条（料金）に規定されているとおり、以下の点に留意する必要があります。

- ・公正妥当であること
- ・能率的な経営の下における適正な原価を基礎とすること
- ・公営企業の健全な経営を確保することができるもの
- ・定率又は定額をもって明確に定められていること
- ・特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと

なお、水道料金改定案の具体的な算定については、日本水道協会が作成する「水道料金算定要領」に基づき、誠実かつ能率的な経営の下における適正な営業費用に、水道事業の健全な運営を確保するために必要とされる資本費用（支払利息＋資産維持費）を加えて算定する総括原価方式によることが適当です。

1. 水道料金改定について

(1) 料金算定期間

「水道料金算定要領」では算定期間はおおむね3年から5年とされていますが、播磨町の水道事業を取り巻く環境は、短期的には急激な変化が見込まれていないことから令和5年度から令和9年度までの5年間とすることが適当です。

なお、その後については、料金算定期間を5年毎に区切り、概ねその2～3年前に料金の改定が必要かどうか継続的に検証を行う必要があります。

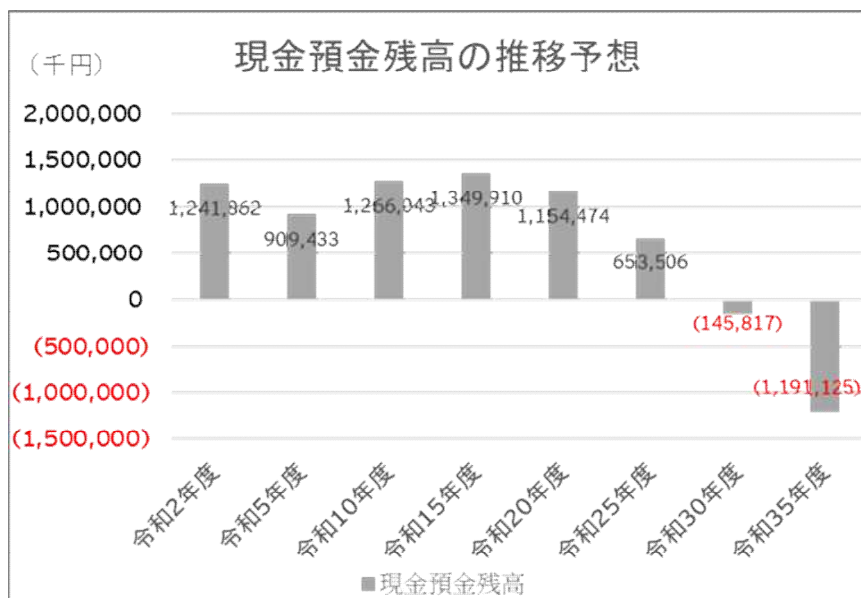
(2) 料金改定率及び資産維持率

「水道料金算定要領」において、資産維持率は3%を標準とし、創設時期や施設の更新状況を勘案して決定することとされていますので、資産維持率を2～3%に設定した上で総括原価を算定し社人研と人口ビジョンの人口予測に基づき将来予測を行いました。

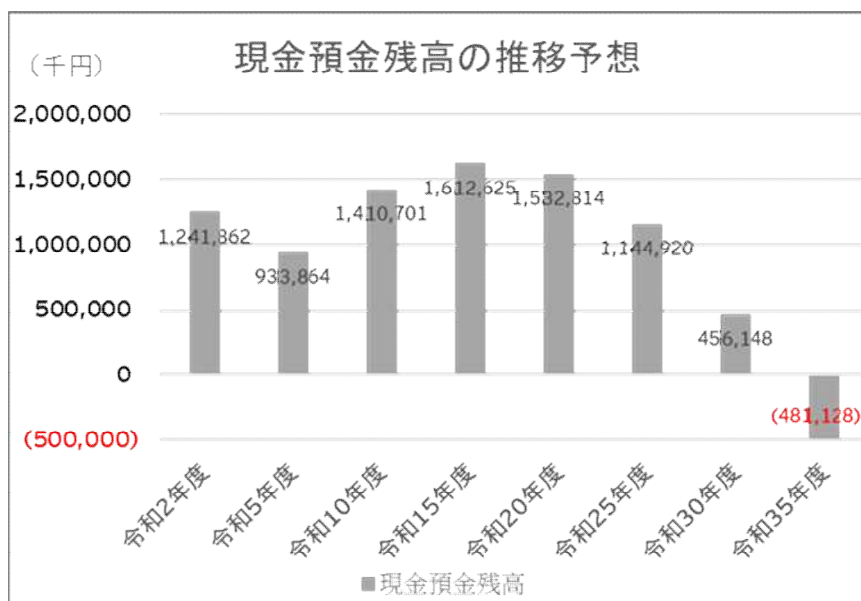
その結果は下記のとおりです。

	資産維持率2.0%	資産維持率2.5%	資産維持率3.0%
社人研	改定率9.7%の値上げが必要(※1)	改定率14.9%の値上げが必要(※2)	改定率20.2%の値上げが必要(※3)
人口ビジョン	改定率8.5%の値上げが必要	改定率13.6%の値上げが必要	改定率18.7%の値上げが必要

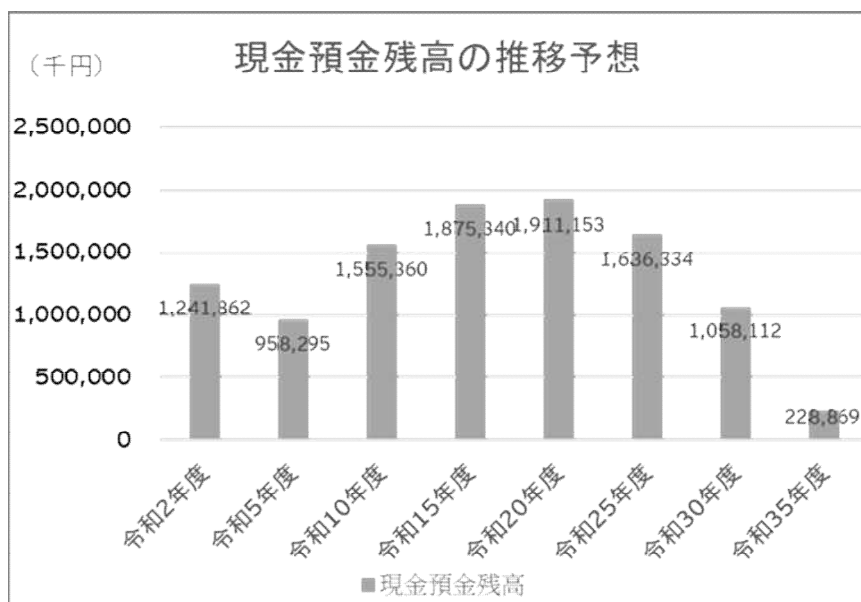
(※1) 社人研の人口予測に基づき資産維持率2.0%、改定率9.7%で料金改定した場合の現金預金残高の推移予想



(※2) 社人研の人口予測に基づき資産維持率2.5%、改定率14.9%で料金改定した場合の現金預金残高の推移予想



(※3) 社人研の人口予測に基づき資産維持率3.0%、改定率20.2%で料金改定した場合の現金預金残高の推移予想



	考慮事項
※1	令和30年度に現金不足に陥る予測となっています。令和20年度まで令和2年度と同等の現金預金残高が維持できますが、その後の現金預金の減少に備えて早期の料金の改定が必要となります。
※2	令和33年度に現金不足に陥る予測となっています。一時的に現金預金残高は増加しますが、令和25年度まで令和2年度と同等の現金預金残高が維持できます。その後は、料金の改定が必要となりますが、※1のケースより改定時期を先延ばしすることができ、改定率を低く設定できます。
※3	令和35年度まで現金不足に陥らない予測となっています。令和20年度には現金預金残高が20億円に迫り、収入した水道料金が有効に建設投資に回せない状況となる可能性があります。

以上の結果から、播磨町水道事業経営戦略の目標にもありますように、水道事業を安定的に運営していく上で、概ね10億円程度の資金を確保しておけば急激な経営環境の変化に対応しやすいと考えますが、大幅な料金値上げによる使用者の負担を軽減するとともに、頻繁な料金改定を回避するために、本委員会としては、資産維持率を2.5%とし、社人研及び人口ビジョンの人口予測に基づく将来予測により、料金改定率は13.6%を下限、14.9%を上限とすることが適当であると考えます。

(3) 料金改定の実施時期

1. (1)において設定した料金算定期間における料金収入を確保する上で、できる限り早期に実施する必要がありますが、使用者への周知期間等も必要であることから、料金改定の実施時期は、令和5年4月1日とすることが適当です。

2. 水道料金体系について

(1) 基本的事項

料金体系を検討するに当たっては、負担の公平性を図ることを前提として、人口減少等の経営環境の変化や激変緩和等について配慮する必要があります。これからの時代に相応しい料金体系とするためには、基本料金、従量料金、逓増度等を総合的に検討する必要があります。

播磨町の現行の水道料金は、基本料金と従量料金の二部料金制、口径別料金制を採用しています。また、水量段階毎に単価が上がる逓増料金制を採用しています。

現行の料金体系において、口径毎の使用水量と負担する料金の割合は概ね対応しており、口径毎に公平に負担できていると言えます。

以上のことから、現行の料金体系を基本として料金体系案を検討することが適当です。

(2) 基本料金と従量料金の割合

水道事業は多くの施設を保有しており、送る水道水の量にかかわらず固定的に発生する費用の割合が高くなっています。従いまして、その費用をできるだけ基本料金で回収し安定的な事業運営を行うため、基本料金収入の割合を増やしていく必要がありますが、大幅に増加させると使用者に過度の負担が生じる可能性がありますので、一定の配慮が必要です。

現行の料金体系では、全体の料金収入に占める基本料金の割合は18.2%となっています。一方、「水道料金算定要領」に基づき原則どおり算定すると、全体の料金収入に占める基本料金の割合は37.9%と倍増してしまうため、激変緩和措置として、全体の料金収入に占める基本料金の割合を25%程度とすることが適当です。

(3) 従量料金及び逓増度

従量料金は使用量に応じて回収するものであり、負担の公平性を鑑みますと「水道料金算定要領」にもありますように、使用者群の差異にかかわらず均一料金制とするのが原則です。

現行の料金体系では逓増料金制が採用されており、逓増度は1.7倍となっています。これは、水道事業を始めた当初は水源が限られており、大口使用を抑制し小口使用者へ配慮する必要があるとの考えによるものですが、現状では水需要は減少し、大口使用の抑制の必要性が低下してきていることから、緩やかな見直しを行うことが適当です。

以上のことから、逓増度を検討する上で、現行の料金体系における1.7倍を大きく超えないように留意する必要があります。

(4) 激変緩和等に関する事項

「(2) 基本料金と従量料金の割合」の項でも述べましたが、基本料金中心の料金体系に見直すことに伴い、使用者に過度の負担が生じることがないように留意する必要があります。

料金改定案の作成に当たっては、以下の点に配慮するように努めることが適当です。

- ・基本料金改定の上限は、現行基本料金の1.5倍程度に留めること
ただし、料金算定上やむを得ない場合はこの限りではない。
- ・家庭用で使われる口径13mm、20mmについて、10m³までの使用水量区分を新たに設定し、現行よりも低い単価とすること
ただし、あくまでも激変緩和における時限的措置とし、逓増度緩和の観点からも、その後の料金改定の検討時に、当該使用水量区分を存続させるか再検討すること
- ・逓増度を緩和するため最高単価の引き上げ幅は最小限にすること
- ・使用者数が多い水量区分帯の使用者の改定率が概ね目標とする改定率になるよう設定し、大口使用者の負担軽減を図ること

(5) 料金表 (案)

「1. (2)」及び「2. (1) から (4)」を踏まえ、設定した料金体系を料金表に表すと下表のとおりとなり、料金改定率は14.6%となります。本委員会としては、同表の考え方に沿った改定を行うことが適当であると考えます。

一般用 (2 箇月につき) 税抜

メーター口径 (mm)	基本料金 (円)	従量料金 (1 m ³ につき)	
		使用水量	料金 (円)
13		10 m ³ まで	80
		20 m ³ まで	110
		20 m ³ を超え40 m ³ まで	125
		40 m ³ を超え60 m ³ まで	140
		60 m ³ を超えるもの	155
20	1,300	10 m ³ まで	80
		20 m ³ まで	110
		20 m ³ を超え40 m ³ まで	125
		40 m ³ を超え60 m ³ まで	140
		60 m ³ を超え100 m ³ まで	155
		100 m ³ を超えるもの	170
25	4,970	40 m ³ まで	110
		40 m ³ を超え100 m ³ まで	156
		100 m ³ を超えるもの	175
40	14,050	60 m ³ まで	110
		60 m ³ を超え140 m ³ まで	156
		140 m ³ を超えるもの	175
50	21,900	100 m ³ まで	110
		100 m ³ を超え200 m ³ まで	156
		200 m ³ を超えるもの	175
75	53,550	140 m ³ まで	110
		140 m ³ を超え600 m ³ まで	156
		600 m ³ を超えるもの	175
100以上	97,000	800 m ³ まで	110
		800 m ³ を超え1,000 m ³ まで	156
		1,000 m ³ を超えるもの	175

※参考

現行の料金表

一般用（2箇月につき）税抜

メーター口径 (mm)	基本料金 (円)	従量料金 (1 m ³ につき)	
		使用水量	料金 (円)
13	800	20 m ³ まで	100
		20 m ³ を超え40 m ³ まで	110
		40 m ³ を超え60 m ³ まで	120
		60 m ³ を超えるもの	140
20		20 m ³ まで	100
		20 m ³ を超え40 m ³ まで	110
		40 m ³ を超え60 m ³ まで	120
		60 m ³ を超え100 m ³ まで	140
	100 m ³ を超えるもの	160	
25	3,520	60 m ³ まで	100
		60 m ³ を超えるもの	170
40	10,800	140 m ³ まで	100
		140 m ³ を超えるもの	170
50	16,000	200 m ³ まで	100
		200 m ³ を超えるもの	170
75	40,000	400 m ³ まで	100
		400 m ³ を超えるもの	170
100以上	68,000	1,000 m ³ まで	100
		1,000 m ³ を超えるもの	170

(6) その他の検討事項

・インボイス制度への対応

令和5年10月から導入されるインボイス制度では、適用税率と消費税額を請求書等に印字し、使用者に通知する必要があるため、水道料金システムにおいて、請求額内の消費税額を管理する必要があることから、10円未満を切り捨てる現行制度の見直しを行い、円単位請求に変更することが適当です。また、下水道使用料についても同様であり、同時期に円単位請求に変更することが適当です。

・中止料金制度の廃止

「水道料金算定要領」に基づく改定により、中止料金を廃止することが適当です。

・工事用の一時使用料金について

工事用の一時使用料金は、住宅建設現場等において、水道を一時使用する際に徴収する料金ですが、一般用の水道料金と比較すると従前から割高に設定されています。この工事用の一時使用料金を改定することで、建設コストが増加し、播磨町への人口流入を阻害することが無いよう工事用の一時使用料金は、据え置くことが適当です。

・船舶給水用の水道料金について

船舶給水用の水道料金については、負担の公平性の観点から、今回の料金改定に合わせて、一般用の水道料金と同程度の改定率14.6%の改定とすることが適当です。

3. 附帯意見

(1) 施設・管路等の維持管理について

施設や管路について、適切な維持管理を行うとともに、事故や災害、設備の異常等の不測の事態に備え、迅速に対応できる体制整備に努める必要があります。

(2) 施設・管路等の計画的な更新について

老朽化した施設や管路について、計画的な更新に努めるとともに、今後発生が懸念される大規模災害に備えて、耐震化を進めていく必要があります。

(3) 住民への周知について

料金改定に対する住民の理解が正しく得られるように、わかりやすい資料の作成や丁寧な広報を行う等、周知の徹底を図る必要があります。

(4) 水道料金の継続的な見直しの検討について

料金改定後も引き続き健全な経営に努めるとともに、1.(1)において設定した料金算定期間ごとに、経営状況や社会情勢の変化等を考慮し、料金改定の必要性について定期的、継続的に検討する必要があります。

なお、今後料金改定を実施する場合においても、住民生活に与える影響を十分考慮し、料金改定率を10%～15%に収める等、段階的に引き上げる配慮が必要です。

おわりに

本委員会に対し、「播磨町における水道料金について」の諮問があり、これまで審議した結果を答申としてまとめました。

本委員会では、節水機器の普及と人口減少に伴う水道料金収入の減少、施設の老朽化に伴う大量更新期の到来等により厳しさを増す経営環境にあつて、持続可能な水道事業を運営していくため、環境の変化に対応したこれからの時代に相応しいものになるよう料金水準及び料金体系を設定しました。ただし、新型コロナウイルス感染症による影響等、今後の経営環境が想定を超えて変化することも考えられますので、料金水準及び料金体系のあり方については、その時代にあつたものとなるように継続的に検討することが必要です。

水道事業は、言うまでもなく住民の生活に密着した公共性の高い事業であり、住民の安全・安心な生活を維持するために、将来にわたって安定して安全な水を供給する責務を負うことから、播磨町水道事業経営戦略に掲げる経営理念であります、「いつまでもおいしく飲める水道を目指して」の実現のために、本答申を踏まえて、不断の努力で持続可能な水道事業の経営に取り組んでいただくことを願います。

付 属 資 料

- 資料 1 諮問書
- 資料 2 播磨町上下水道運営委員会設置要綱
- 資料 3 播磨町上下水道運営委員会委員名簿
- 資料 4 播磨町上下水道運営委員会開催経過

諮問 第 6 号
令和 3年 3月 30日

播磨町上下水道運営委員会
会 長 様

播磨町長 清水 ひろ子



播磨町における水道料金について (諮問)

水道事業については、全国的に保有する資産の老朽化に伴う大量更新期の到来や人口減少等に伴う料金収入の減少等により、経営環境は厳しさを増しており、将来にわたり安定的に水道水の供給を維持するために健全な財政運営及び計画的な更新事業の実施が求められています。

このような状況から、本町においても、平成30年度に中長期的な経営の基本計画である「播磨町水道事業経営戦略」を策定したところです。

その中で、今後の更新需要等を見据え、水道事業収益の根幹である給水収益の適正な水準を確保するために、水道料金の改定を実施することとしており、本町の事業の運営状況や課題等を踏まえた上で、水道事業の健全で持続性がある経営の確立に向けて水道料金の水準について検討し、また、経営環境の変化に対応した料金体系案を作成する必要があります。

つきましては、水道事業の健全な事業経営に資する水道料金の適正な単価について、播磨町上下水道運営委員会設置要綱第2条第1号の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。

播磨町上下水道運営委員会設置要綱

平成 30 年 3 月 9 日企業管理要綱第 6 号

(設置)

第 1 条 上下水道事業の円滑な運営を図るため、播磨町上下水道運営委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う町長（以下「管理者」という。）の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議する。

- (1)水道料金に関する事。
- (2)下水道使用料に関する事。
- (3)下水道事業受益者負担金に関する事。
- (4)その他管理者が必要と認める事項

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 8 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから委嘱し、又は任命する。

- (1)学識経験を有する者
- (2)使用者の代表

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第 5 条 委員会に会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会議の議長は、会長とする。

3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第 7 条 委員会の庶務は、上下水道グループにおいて処理する。

(補則)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

資料 3

播磨町上下水道運営委員名簿

(敬称略、順不同)

	氏 名	所 属	役 職	任 期
学識経験者	たけかわ ひろこ 竹川 宏子	兵庫大学 現代ビジネス学部	教授	令和3年3月30日から 令和4年3月31日まで
	よしなか まさあき 芳中 正明	兵庫県健康福祉部 健康局生活衛生課	水道企画参事	令和3年3月30日から 令和3年3月31日まで
	さかえ ひろし 坂江 博	兵庫県健康福祉部 健康局生活衛生課	水道班班長	令和3年8月4日から 令和4年3月31日まで
使用者の代表	まつもと ひであき 松本 秀明	播磨町商工会(工業、 製造業事業者等)	住友精化(株) 別府工場	令和3年3月30日から 令和4年3月31日まで
	にしぐち たいへい 西口 泰平	播磨町商工会(商業、 サービス業事業者 等)	(株)西口商店	令和3年3月30日から 令和4年3月31日まで
	てらうち たけし 寺内 毅	播磨町自治会連合会	大中団地自治会 会長	令和3年3月30日から 令和3年3月31日まで
	くさかべ よしかず 日下部 義和	播磨町自治会連合会	古田東自治会 会長	令和3年8月4日から 令和4年3月31日まで
	ふじもと のりこ 藤本 徳子	播磨町連合婦人会	顧問	令和3年3月30日から 令和4年3月31日まで
	なかむら るりこ 中村 ルリ子	播磨町消費者協会	会長	令和3年3月30日から 令和4年3月31日まで
	かめだ りゅうしょう 亀田 龍昇 代理出席 よしかわ としゆき (吉川 俊行)	播磨町民生委員児童 委員協議会	会長 (副会長)	令和3年3月30日から 令和4年3月31日まで

播磨町上下水道運営委員会開催経過

回	開催日時	開催場所	主な議事
第1回	令和3年 3月30日(火) 14時00分～15時45分	播磨町役場 第2庁舎3階 会議室1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 諮問 ・ 会長及び職務代理の選出 ・ 水道事業の現状 ・ 播磨町の水道事業の現状 ・ 水道料金の改定
第2回	令和3年 8月 4日(水) 15時00分～16時30分	播磨町役場 第2庁舎3階 会議室1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 播磨町の老朽管の更新 ・ 播磨町の水道事業の将来予測 ・ 水道料金の設定 ・ 資産維持費を考慮した水道料金の水準
第3回	令和3年11月18日(木) 15時00分～16時30分	播磨町役場 第2庁舎3階 会議室1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水道料金の改定について ・ 水道料金の改定率について ・ 固定費の配分について ・ 逦増度について ・ 料金体系パターン ・ 料金改定他団体事例 ・ 料金改定案作成における検討事項について
第4回	令和4年 1月26日(水) 14時00分～16時00分	播磨町役場 第2庁舎3階 会議室1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 料金改定案 ・ 料金改定による影響額 ・ 播磨町水道事業ビジョン・経営戦略(案)について
第5回	令和4年 3月28日(月) 14時00分～15時30分	播磨町役場 第2庁舎3階 会議室1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 答申(案) ・ 播磨町水道事業ビジョン・経営戦略(案)について

